

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
株式会社 久米設計	東京都江東区潮見2-1-22	5-000176

2 指名停止措置期間 令和5年12月14日～令和6年9月13日 (9か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する建設コンサルタント業務

4 事実概要

株式会社久米設計の執行役員である九州支社長及びランドブレイン株式会社の使用人は、宮崎県串間市発注の消防庁舎新築工事設計業務の指名競争入札において、令和5年11月16日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。

5 指名停止理由

上記の(株)久米設計の役員が公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたことが、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成2年常陸太田市告示第21号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第9号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(談合及び競売入札妨害) 9 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(7号及び8号に掲げる場合を除く。)。	逮捕又は公訴を知った日から6か月以上12か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
 茨城県常陸太田市金井町3690
 電話 0294-72-3111